

## 石見海浜公園におけるベンチのオーナー制度実施要領

### (目的)

第1条 近年、環境や社会貢献に対する意識の高まりを背景とした公園施設の設置や管理への地域住民等の参画のニーズが高まってきていることから、多様な主体が自らの判断に基づきベンチの設置を行い、地域の共有財産である公園に対する愛着心を育むとともに、公園利用の促進等を図ることを目的とする。

### (定義)

- 第2条 この要領において「県」とは島根県をいう。
- 2 この要領において「管理者」とは、公園の指定管理者をいう。
  - 3 この要領において「応募者」とは、ベンチのオーナー制度により申し込みをした者をいう。
  - 4 この要領において「オーナー」とは、ベンチ樹木のオーナー制度により申し込みをした応募者がオーナー選定基準により選定されたものをいう。

### (応募)

第3条 応募者は、公園管理センター、同予約センターの窓口にて備えてある申込用紙(様式-A)に必要事項を記入の上、同窓口にて郵送または直接持参するものとする。なお、申込用紙は同窓口にて直接入手または電話・FAX等で請求できるほか、インターネットにより石見海浜公園HPからダウンロードできるものとする。

### (選定基準)

- 第4条 オーナー選定は県が行うが、下記の場合を除き、応募者をオーナーとする。
- I. 希望設置場所が公園の景観、イメージにそぐわないと判断される場合。
  - II. メッセージの内容が公園にふさわしくないと判断される場合。
  - III. 応募者が公園のイメージにふさわしくないと判断される場合。
  - IV. 応募者多数により、設置場所が確保できない場合。
- 2 県は選定結果を書面により応募者に通知する。ただし、応募者をオーナーにしない場合は、選定結果に加え、その理由も通知する。
  - 3 応募者は自身の選定結果に異議がある場合、県及び管理者を交え、その選定結果について協議することができる。

### (確認書)

第5条 応募者がオーナーになるにあたり、県と確認書(様式-B)を交わすものとする。

### (ベンチの調達及び設置)

第6条 オーナーは、ベンチの設置位置を管理者と現地で決定し、確認書を交わした後、ベンチの購入及び設置に要する費用を管理者指定の金融機関口座に振り込むものとする。管理者は金融機関口座に入金があったことを確認した後、ベンチを購入・設置しオーナーに通知するものとする。

### **(オーナー登録簿)**

第7条 管理者はベンチの設置完了後、オーナー名、メッセージ、住所、連絡先等を記載したオーナー登録簿(様式-C)を作成するものとする。

### **(期間)**

第10条 オーナー期間は永年とする。ただし、老朽化・破損により撤去する場合、管理者はその旨オーナーに連絡し了解を得た後、管理者が撤去し、処分した日付をオーナー登録簿に記載する。

### **(銘板)**

第11条 ベンチには銘板を設置できることとする。銘板はオーナーからのメッセージとオーナー名を刻んだ縦6cm×横15cmの真鍮製とする。

### **(ベンチの管理)**

第12条 設置されたベンチの管理は管理者が行うものとする。

2 オーナー自らが修繕(塗装等)を希望する場合は、県及び管理者はこれを妨げないものとするが、それに必要な費用はオーナーが負担するものとする。

### **(登録抹消)**

第13条 オーナーの希望でオーナー登録を抹消したい場合、管理者に連絡の上、オーナーが銘板を撤去する。

### **(瑕疵責任)**

第14条 ベンチ及び銘板の破損等について、県及び管理者は責任を持たないものとする。

### **附則 (施行期日)**

1 この要領は、平成18年3月20日から施行する。